



平成 27 年 10 月 30 日

各 位

上場会社名	株式会社TOKAIホールディングス
代表者名	代表取締役社長 鵜田 勝彦
	(コード番号 3167 東証第1部)
問合せ先責任者	常務執行役員管理部担当 小澤 博之
	(TEL 054-275-0007)

上告審に関するお知らせ

当社完全子会社である株式会社TOKAI（本社：静岡県静岡市、代表取締役社長：鵜田勝彦、以下「TOKAI」といいます。）が、静岡市等と係争中であった分譲マンションの耐震強度不足等に関する訴訟につきまして、平成 27 年 10 月 27 日、最高裁判所から決定の言い渡しがありましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 上告審決定の内容

本決定において、静岡市に対して、金 88,955,453 円及びこれに対する利息をTOKAIへ支払うよう命じた控訴審判決が維持されることが確定致しました。

TOKAI及び静岡市のいずれについても、上告は棄却され、また、上告受理申立についても不受理の決定がされました。

本決定につきましては、第一審・控訴審同様、静岡市の違法性及び責任が認められたことは評価できますが、過失相殺の割合や土地に関する損益相殺等に関するTOKAIの主張が認められず非常に残念な内容であります。しかしながら、司法の最終判断として受け止めたいと考えております。

2. 業績への影響

本決定の当社業績への影響は軽微であります。

以上